

# 令和6年度交通遺児奨学金希望者の募集案内

公益社団法人北海道交通遺児の会

## 1 趣旨

この奨学金は、経済的な理由で就学援助を必要としている交通遺児に対して支給（返還不要）するものです。

「交通遺児」とは、次に該当する方です。

(1) 交通事故により、保護者を失った子

(2) 交通事故により、重度後遺障害となった保護者が就労できない家庭にある子

(注) 重度後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）

別表第1または別表第2（第1級から第3級に限る。）に該当する場合（当該重度後遺障害と同程度と認められる後遺障害を含む。）です。（別記のとおり）

ただし、交通遺児の保護者の婚姻（内縁関係にある場合を含む。）により、または交通遺児の養子縁組により、両親がおられる場合は該当しません。

## 2 支給の対象

次のいずれにも該当する方とします。

(1) 日本国籍を有し、かつ北海道内の高等学校に在学する方及び道内の高等学校を卒業し大学、短期大学、専修学校（専門課程）に在学する方。

【注】高等学校に在学する方には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）に在学する方を含みます。

(2) 経済的理由により就学が困難と認められる方（項番8を参照）

(3) 心身とも健全であって、学業に精励し、修学の見込みのある方

(4) 保護者が、北海道内に居住している方

(5) 交通遺児の支援を目的とした団体が行っている奨学金の支給を受けていない方

## 3 募集定員

令和6年度は、高等学校生 35名 大学等生 45名

## 4 奨学金の額と支給方法

(1) 奨学金の月額 高等学校生 20,000円 大学等生 10,000円

(2) 支給期間 1年間（卒業まで継続を希望する場合は、毎年度手続きが必要です。大学生は4年を限度とします。）

(3) 支給方法 6月と12月の2回に分けて支給します。

## 5 申請に必要な書類

- (1) 交通遺児奨学金申請書 (別記様式)
- (2) 前年の収入を証明する書類 (奨学金を希望する学生本人を除く、生計を一にする家族全員の証明が必要です。)

給与収入と年金の両方ともありの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票 (写し) 又は受付印のある確定申告書 (控) (写し)</li> <li>・年金の通知書 (写し)</li> </ul>
給与収入あり、年金なしの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票 (写し) 又は受付印のある確定申告書 (控) (写し)</li> </ul> ※年金収入がない理由をチェック表に記入
給与収入なし、年金ありの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行する、令和5年度の所得の証明書</li> <li>・年金の通知書 (写し)</li> </ul>
給与収入と年金の両方ともなしの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行する、令和5年度の所得の証明書</li> </ul> ※年金収入がない理由をチェック表に記入

【注】その他の収入がある場合には、収入を証明する書類 (写し) 又は受付印のある確定申告書 (控) (写し) の提出をお願いします。

- (3) 事故証明書 (写し) (提出が困難な場合は、その理由書及び交通事故を証明できるもの) ~~＝~~  
 ※当会にすでに提出済みの場合には省略できます。

- (4) その他必要な書類 ( 必要 ○ 、不要 × )

	新規申請 《1年生》	新規申請 《2,3,4年生》	継続申請※ 《大学等1年》	継続申請 《高校・大学等》
<b>戸籍謄本</b> (発行されてから3か月以内のもの)	○	○	×	×
<b>在学を証明する書類(令和6年4月現在)</b> (在学証明又は写真付きの学生証の写し)	○	○	○	○
<b>前年の成績を証明する書類</b> (学業成績証明書又は成績通知表の写し)	×	○	×	○

※高校3年時に奨学金を受給していた方が、浪人せずに大学等に引き続き奨学金の申請をする場合は「継続」になります。

- (5) 重度後遺障害の保護者の子の場合

- (ア) 自賠償保険認定書類の写し

紛失された場合は、損害保険会社に再発行の手続きをしてください。

(イ) 自賠責保険認定書類が発行されていない場合は、当会にご連絡ください。その場合、認定書類が発行されていない理由や、重度後遺障害を証明できる書類についてお尋ねします。(後日提出いただきます。)

※当会にすでに提出済みの場合には省略できます。

## **(6) 奨学金申請チェック表**

該当する事項にチェックまたは必要事項を記入の上、必ず提出してください。

**【注】添付書類が完備されていない場合は、申請を受理することができませんので、ご注意ください。**

## **6 提出期限**

**令和6年5月15日(水)**

## **7 提出先**

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

公益社団法人北海道交通遺児の会 担当/高橋

TEL 011-232-8688

## **8 審査の具体的基準**

「経済的理由により就学が困難と認められる方」については、家族1人当たりの前年の収入額200万円を基準としています。家族1人当たりの収入額とは、給与や年金等の合計を家族人数で割った金額です。

(例：子2人の3人家族で、収入総額が450万円の場合、家族1人当たりの収入額は150万円になります。) 200万円を超える場合は次のような考慮すべき事情があるかを審査します。申請書には具体的に記入する必要がありますので、留意してください。

具体的理由の例(理由とかかっている費用を記入してください。)

- ・通学する住まい(自宅、下宿など)
- ・保護者の資産等の状況
- ・家計を一つにする家族の状況(住居の分散、健康状態など)
- ・奨学金の借入れ状況
- ・その他特別な事情

## **9 決定通知**

決定通知は、6月下旬頃を予定しています。

同時期に他の支援金を受領する場合の口座は、できるだけ一つにするようご協力ください。

## 10 奨学金受給者の義務

- (1) **学校生活等の近況について本会が指定する書式により10月末日までにレポートを提出しなければなりません。**(当該レポートの内容は当会会報「はまなす」に匿名で掲載することがあります。)
- (2) 決定後奨学金を辞退する場合は、辞退届を提出しなければなりません。この場合既に奨学金の交付を受けている場合は、特別の事情がある場合を除き、その全額を返還しなければなりません。
- (3) 次のいずれかの事由に該当するときは直ちに届け出をしなければなりません。
- ア. 奨学生が退学、休学したとき
  - イ. 奨学生が転校したとき
  - ウ. 奨学生の留年が決定したとき
  - エ. 奨学生又は保護者が住所を移転したとき
  - オ. 保護者が結婚したとき(内縁関係を含む)
  - カ. 養子縁組により奨学生に両親が存在することとなる時
- (4) 項番11の規定に基づき、奨学金の支給を停止された場合、既に交付を受けた奨学金のうち、支給停止以降の月分に係る奨学金は返還しなければなりません。

## 11 奨学金の停止

次のいずれかに該当したときは、奨学金の支給を停止します。

- (1) 退学、休学したとき
- (2) 奨学金を支給することが適当でないと認められるとき
- 例 ・ 疾病等のため就学の見込みがなくなったとき
  - ・ 学業成績が著しく不良となったとき
  - ・ 奨学金の支給を必要としないと認められるとき
  - ・ 項番10(1)及び(3)の奨学金受給者の義務を果たさないとき

## 12 その他

案内、申請書は当会ホームページ <https://h-koutuuijinokai.or.jp> から取得できます。



**※ラインかメールで連絡を取れるようにしてください。**

E-mail : [info@h-koutuuijinokai.or.jp](mailto:info@h-koutuuijinokai.or.jp) ホームページお問い合わせフォームから送信いただけます。

24時間受信可能ですが、こちらからの返信は、平日9時から16時45分までの間になります。

遺児の会ライン



別 記

自動車損害賠償保障法施行令（関係分抜粋 平成23.5.2改正）

【別表第1】

等 級	介 護 を 要 す る 後 遺 障 害
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

【別表第2】

等 級	後 遺 障 害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	4 両上肢の用を全廃したもの
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	6 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	5 両手の手指の全部を失ったもの